

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書）

〇〇年 〇〇月 〇〇日

中野区長 宛て

住所 〇〇区〇〇町〇-〇-〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

申請者氏名 〇〇 〇〇

（法人の場合は代表者名を記入してください）

創業予定 創業5年未満

押印不要
法人の場合、氏名のみ記入
（肩書きは不要）

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記 団体名、事業名（実施年月日、支援内容の番号①②③④）
をご記入ください。
※①②③④すべてを各1回以上受ける必要があります。

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内

（内容は、事業名称及び支援内容（経営を①、財務を②、人材育成を③、販路開拓を④）のうち該当する番号）を記入してください。
※申請には①②③④全ての支援を少なくとも1回ずつ受ける必要があります。

- 中野区産業振興センター 商工相談 (〇年〇月〇日 ①)
- 中野区産業振興センター セミナー (〇年〇月〇日 ②)
- 中野区産業振興センター 創業相談 (〇年〇月〇日 ③)
- 東京商工会議所中野支部 経営相談 (〇年〇月〇日 ④)

2 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

- (1) 商号（屋号） 〇〇株式会社
- (2) 本店所在地 〇〇区〇〇町〇-〇-〇

3 設立する会社の資本額 〇〇〇 万円（会社の場合）

4 事業の業種、内容 小売業（〇〇に向けた〇〇や〇〇の販売）

5 事業の開始時期 〇〇年 〇〇月 〇〇日

※会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の登記を完了し、個人が証明を受ける必要があります。

これから創業する場合は、「開始予定日（日にちが未定の場合は月まで）」をご記入ください。

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書

申請者が証明する内容
証明日
記入不要です

※本証明書の有効期間は、証明日から 年 月 日までです。

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

令和7年4月1日
中野区

特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{※1}設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{※2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。設立登記を行う際には、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※1 株式会社又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。

(2) 特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

(3) 中野区が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

(2) 中野区が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

(1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

(2) 中野区が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。